

長期優良住宅建築等計画の実施について

1. 建築工事が完了したときには「工事完了報告書」を提出してください。

<提出書類>

- ① 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書 [第3号様式]
※ ただし、延べ面積が100㎡以下で工事監理者を置かない場合 [第4号様式]
- ② 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ③ **建築物の工事写真**（躯体、基礎の配筋、筋かい・金物等が確認できるもの。）
- ④ 次の図書のいずれかを添付してください。
 - ・ 建設住宅性能評価書の写し（登録住宅性能評価機関から交付を受けている場合）
 - ・ 工事監理報告書の写し（建築士により工事監理を行った場合）
 - ・ 住宅の建築工事を完了した旨の報告書 [第5号様式]※ 延べ面積が100㎡以下で工事監理者を置かない場合

2. 建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存をしてください。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の規定により、記録の作成及び保存が義務付けられています。

なお、記録する項目については別添のとおりとなっています。

3. 以下に該当する場合には、法に基づき必要な手続きを行ってください。

- （1）認定を受けた計画の変更をしようとするとき 【第3号様式】
 - （2）認定を受けて計画の譲受人を決定したとき 【第5号様式】
 - （3）認定計画実施者の地位を継承するとき 【第6号様式】
- ※ 上記（1）から（3）はいずれも**法定様式**です。

不明な点については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

松戸市 街づくり部 建築指導課

電話：047-366-7368